

## 神奈川県犯罪被害者等支援条例について（検討案）

資料2

該当条項	委員意見	事務局対応（案）
なし	最近できた条例の中には、学校教育による犯罪被害者支援の必要性や、加害者にならない、被害者を生まない学校教育が必要だうたっている条例がある。神奈川県も学校教育における被害者支援という形で項目を追加してはどうか。	いのちの大切さに関する教育、人権教育、犯罪防止教育の推進を計画に位置付けることにより、学校教育における被害者支援を推進しています。また、計画改定に伴い、児童・生徒等が性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないようにするために、生命の尊さを学び、性暴力の根底にある誤った認識や行動、また、性暴力が及ぼす影響などを正しく理解したうえで、生命を大切にする考え方や、自分や相手、一人ひとりを尊重する態度等を、発達段階に応じて身に付けることを目的とした「生命（いのち）の安全教育」を計画に位置付けました。 従来より児童・生徒に対する支援につきましては、十分な配慮を行なながら実施しておりますが、より学校や児童相談所等関係機関と連携しながら支援を行ってまいります。
なし	医療関係者からの二次被害について、神奈川県条例ではどこから読み取ることになるのか。	条例制定時に、各条文等の規定内容について解説するために作成した「神奈川県犯罪被害者等支援条例逐条解説（以下「逐条解説」という。）」では、第1条で「事業者」について、「神奈川県内において、一定の目的をもつて反復継続的に遂行される同種の行為を行う者全般をいい、営利か非営利、自然人か法人、県内における本店や事業所の設置の有無及び業種を問わない」としていることから、医療機関も事業者に含まれるものと整理します。また、第6条に定める事業者に期待する責務の例として、「犯罪被害者等に配慮した接客」を挙げており、犯罪被害者等に二次被害を与えない医療関係者の対応についても、第6条に定められているものと考えます。
第4条	第4条県の責務の中に、市町村との連携強化を位置付けるべきではないか。第3項に「市町村に対し、必要な支援を行うよう努める」とあるが、市町村の取組が進んでいない。この規定を変えるか、市町村との連携・協力といった規定を設けて、それを根拠に協議会を設置し検討する等、別途規定を別途作るのも一つの方法ではないか。	「逐条解説」では、第4条第2項「国、他の地方公共団体及び県民等との連携、協力に努める」について、県が犯罪被害者等支援を行うにあたって、国、県内市町村が実施する施策等と齟齬が生じないように十分配慮する必要があること、また、近隣の都県等他の都道府県との連携、協力も必要であることとしています。 また、第3項「市町村に対し、情報の提供、啓発活動、人材の育成その他の必要な支援を行う」とは、犯罪被害者支援等における市町村の果たす役割の重要性を踏まえ、県の責務として支援を行うことを定めたものです。 今回の計画改定において、市町村の取組支援を充実していくため、計画の「市町村の取組支援の充実と連携の推進」に「情報提供や人材育成の更なる充実を通して市町村の取組を支援する」と明記したほか、計画素案の「市町村の取組支援の充実と連携の推進（28ページ）」「V 計画の推進体制（4）市町村との連携（49ページ）」に記載を盛り込みました。
第17条関連	民間の被害者支援団体に自助グループは入りにくいように思われるため、別途自助グループに対する支援について規定を入れるとよいのではないか。	「逐条解説」では、第2条第6号に定める「民間支援団体」について、神奈川被害者支援センターのほか、「県内を活動の場とし、同様の境遇に置かれた犯罪被害者等が集い、相互に支えあい、抱える問題を語り合うことで、精神的被害の回復及び軽減を図ることを目的とした自助グループ（セルフヘルプグループ）」も含むこととしています。したがって、第17条民間支援団体等に対する支援の中に、自助グループに対する支援も含んでおります。
第20条等	二次被害の防止について、第20条推進体制の整備や、第14条心身に受けた影響からの回復に位置付けてもよいのではないか。	令和2年の条例改定時には、検討の過程で、二次被害の定義規定を設け、責務と基本理念を整備するとともに、それに対する施策の拡充として法律相談の対象を拡大すると整理をしております。ご意見を踏まえ、計画素案作成時に「弁護士による法律相談の実施（36ページ）」や「公認心理師等によるカウンセリング等の心理的支援の実施（39ページ）」に関して、二次被害に関する記載を追記しました。